

5 G サービス契約の一般改訂

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 5G契約</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第2節 一般契約</p> <p>第7条～第9条 (略)</p> <p>(契約者識別番号)</p> <p>第10条 5Gの契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、一般契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。</p> <p>2 一般契約者は、一般契約締結の際に、携帯電話番号ポータビリティ（電気通信番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下同じとします。）を希望するときは、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。</p> <p>ただし、その申出を行うことができる者は、その電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者（当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に限ります。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p> <p>第11条～第15条 (略)</p> <p>(一般契約者が行う一般契約の解除)</p> <p>第16条 一般契約者は、一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属5Gサービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。</p> <p>2 前項の場合において、携帯電話番号ポータビリティを希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。</p> <p>3 当社は、前項の規定により申出があったときは、携帯電話番号ポータビリティの手続きに必要な番号を発行します。この場合において、当社は、その番号を発行した日から起算して15日を経過したときは、その番号を無効とします。</p> <p>4 (略)</p> <p>(注1)～(注3) (略)</p> <p>第17条 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第3節 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第3章の2 5Ghomeでんわ契約</p> <p>第23条の2～第23条の9 (略)</p> <p>(5Ghomeでんわ契約者が行う5Ghomeでんわ契約の解除)</p> <p>第23条の10 5Ghomeでんわ契約者は、5Ghomeでんわ契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属5Gサービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。</p>	<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 5G契約</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第2節 一般契約</p> <p>第7条～第9条 (略)</p> <p>(契約者識別番号)</p> <p>第10条 5Gの契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、一般契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。</p> <p>2 一般契約者は、一般契約締結の際に、携帯電話・PHS番号ポータビリティ（電気通信番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下同じとします。）を希望するときは、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。</p> <p>ただし、その申出を行うことができる者は、その電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者（当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に限ります。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p> <p>第11条～第15条 (略)</p> <p>(一般契約者が行う一般契約の解除)</p> <p>第16条 一般契約者は、一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属5Gサービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。</p> <p>2 前項の場合において、携帯電話・PHS番号ポータビリティを希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。</p> <p>3 当社は、前項の規定により申出があったときは、携帯電話・PHS番号ポータビリティの手続きに必要な番号を発行します。この場合において、当社は、その番号を発行した日から起算して15日を経過したときは、その番号を無効とします。</p> <p>4 (略)</p> <p>(注1)～(注3) (略)</p> <p>第17条 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第3節 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第3章の2 5Ghomeでんわ契約</p> <p>第23条の2～第23条の9 (略)</p> <p>(5Ghomeでんわ契約者が行う5Ghomeでんわ契約の解除)</p> <p>第23条の10 5Ghomeでんわ契約者は、5Ghomeでんわ契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属5Gサービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。</p>

- 2 前項の場合において、携帯電話番号ポータビリティ又は番号ポータビリティを希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。
- 3 当社は、前項の規定により携帯電話番号ポータビリティの申出があったときは、携帯電話番号ポータビリティの手続きに必要な番号を発行します。この場合において、当社は、その番号を発行した日から起算して 15 日を経過したときは、その番号を無効とします。
- 4～5 (略)
- (注 1)～(注 3) (略)

第 23 条の 11 (略)

第 3 章の 3 5 G 特定接続契約

第 23 条の 12～第 23 条の 14 (略)

(契約者識別番号)

- 第 23 条の 15 5 G 特定接続の契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、5 G 特定接続契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。
- 2 5 G 特定接続契約者（特定接続事業者から第 38 条（通信の種類）に規定する通話モードに相当する通信を行うことができる電気通信サービスの提供を受けることを当社が確認した者に限ります。）は、5 G 特定接続契約締結の際に、携帯電話番号ポータビリティを希望するときは、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。
- ただし、その申出を行うことができる者は、その電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者（当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に限ります。
- 3～5 (略)

第 23 条の 16～第 23 条の 17 (略)

(5 G 特定接続契約者が行う 5 G 特定接続契約の解除)

- 第 23 条の 18 5 G 特定接続契約者は、5 G 特定接続契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 5 G サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。
- 2 前項の場合において、5 G 特定接続契約者（特定接続事業者から第 38 条（通信の種類）に規定する通話モードに相当する通信を行うことができる電気通信サービスの提供を受けていることを当社が確認した者に限ります。）は、携帯電話番号ポータビリティを希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。
- 3 当社は、前項の規定により申出があったときは、携帯電話番号ポータビリティの手続きに必要な番号を発行します。この場合において、当社は、その番号を発行した日から起算して 15 日を経過したときは、その番号を無効とします。
- (注) (略)

第 23 条の 19 (略)

第 4 章～第 11 章 (略)

第 12 章 雑則

第 64 条～第 76 条 (略)

(電気通信事業者への情報の通知)

第 77 条 5 G 契約者等は、第 16 条（一般契約者が行う一般契約の解除）、第 17 条（当社が行う一般契約の解除）、第 23 条の 10（5 G home でんわ契約者が行う 5 G home でんわ契約の解除）又は第 23 条の 11（その他の提供条件）の規

- 2 前項の場合において、携帯電話・P H S 番号ポータビリティ又は番号ポータビリティを希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。
- 3 当社は、前項の規定により携帯電話・P H S 番号ポータビリティの申出があったときは、携帯電話・P H S 番号ポータビリティの手続きに必要な番号を発行します。この場合において、当社は、その番号を発行した日から起算して 15 日を経過したときは、その番号を無効とします。
- 4～5 (略)
- (注 1)～(注 3) (略)

第 23 条の 11 (略)

第 3 章の 3 5 G 特定接続契約

第 23 条の 12～第 23 条の 14 (略)

(契約者識別番号)

- 第 23 条の 15 5 G 特定接続の契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、5 G 特定接続契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。
- 2 5 G 特定接続契約者（特定接続事業者から第 38 条（通信の種類）に規定する通話モードに相当する通信を行うことができる電気通信サービスの提供を受けることを当社が確認した者に限ります。）は、5 G 特定接続契約締結の際に、携帯電話・P H S 番号ポータビリティを希望するときは、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。
- ただし、その申出を行うことができる者は、その電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者（当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に限ります。
- 3～5 (略)

第 23 条の 16～第 23 条の 17 (略)

(5 G 特定接続契約者が行う 5 G 特定接続契約の解除)

- 第 23 条の 18 5 G 特定接続契約者は、5 G 特定接続契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 5 G サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。
- 2 前項の場合において、5 G 特定接続契約者（特定接続事業者から第 38 条（通信の種類）に規定する通話モードに相当する通信を行うことができる電気通信サービスの提供を受けていることを当社が確認した者に限ります。）は、携帯電話・P H S 番号ポータビリティを希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。
- 3 当社は、前項の規定により申出があったときは、携帯電話・P H S 番号ポータビリティの手続きに必要な番号を発行します。この場合において、当社は、その番号を発行した日から起算して 15 日を経過したときは、その番号を無効とします。
- (注) (略)

第 23 条の 19 (略)

第 4 章～第 11 章 (略)

第 12 章 雑則

第 64 条～第 76 条 (略)

(電気通信事業者への情報の通知)

第 77 条 5 G 契約者等は、第 16 条（一般契約者が行う一般契約の解除）、第 17 条（当社が行う一般契約の解除）、第 23 条の 10（5 G home でんわ契約者が行う 5 G home でんわ契約の解除）又は第 23 条の 11（その他の提供条件）の規

定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがないとき（第 57 条（債権の譲渡等）の規定により、当社が 5 G サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。）は、当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者及び BWA 事業者（BWA アクセスサービスの役務を提供する電気通信事業者をいいます。）とします。）からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、加入電話番号、生年月日及び支払状況等の情報（5 G 契約者等を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。

2 前項の規定によるほか、5 G 契約者等は、次のいずれかに該当するときは、当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者とします。）からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、加入電話番号及び生年月日等の情報（5 G 契約者等を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。

(1)～(2) (略)

3 前 2 項の規定によるほか、5 G 契約者等は、携帯電話番号ポータビリティ又は番号ポータビリティに係る当社以外の携帯電話事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、加入電話番号及び生年月日等の情報（その携帯電話番号ポータビリティ又は番号ポータビリティに係る手続きのために必要なものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。

4 (略)

(注) (略)

第 78 条～第 84 条 (略)

第 13 章 (略)

料金表 (略)

別表 1～別表 5 (略)

別表 6 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内 容
1 (略)	(略)
2～3 (略)	(略)

(注) (略)

別表 7 相互接続通信の料金の取扱い

1 相互接続通信と他社相互接続通信を合わせて定めるもの

(1) (2)以外のもの

接続形態	料金の取扱い等
1～4 (略)	(略)

定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがないとき（第 57 条（債権の譲渡等）の規定により、当社が 5 G サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。）は、当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者、PHS 事業者及び BWA 事業者（BWA アクセスサービスの役務を提供する電気通信事業者をいいます。）とします。）からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、加入電話番号、生年月日及び支払状況等の情報（5 G 契約者等を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。

2 前項の規定によるほか、5 G 契約者等は、次のいずれかに該当するときは、当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者及び PHS 事業者とします。）からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、加入電話番号及び生年月日等の情報（5 G 契約者等を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。

(1)～(2) (略)

3 前 2 項の規定によるほか、5 G 契約者等は、携帯電話・PHS 番号ポータビリティ又は番号ポータビリティに係る当社以外の携帯電話事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、加入電話番号及び生年月日等の情報（その携帯電話・PHS 番号ポータビリティ又は番号ポータビリティに係る手続きのために必要なものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。

4 (略)

(注) (略)

第 78 条～第 84 条 (略)

第 13 章 (略)

料金表 (略)

別表 1～別表 5 (略)

別表 6 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内 容
1 (略)	(略)
2 PHS 事業者	電気通信番号規則（令和元年総務省令第 4 号）に規定する電気通信番号を用いて PHS サービスを提供する協定事業者
3～4 (略)	(略)

(注) (略)

別表 7 相互接続通信の料金の取扱い

1 相互接続通信と他社相互接続通信を合わせて定めるもの

(1) (2)以外のもの

接続形態	料金の取扱い等
1～4 (略)	(略)

	5	<u>発信側の電気通信設備</u> : 当社の契約者回線 <u>着信側の電気通信設備</u> : P H S 事業者に係る電気通信設備	<u>料金設定事業者</u> : 当社 <u>料金を請求する事業者</u> : 当社 <u>料金の支払いを要する者</u> : その通信の発信に係る契約者回線の契約者 <u>料金に関するその他の取扱い</u> : この約款に定めるところによります。
	6	<u>発信側の電気通信設備</u> : P H S 事業者に係る電気通信設備 <u>着信側の電気通信設備</u> : 当社の契約者回線	<u>料金設定事業者</u> : P H S 事業者 <u>料金を請求する事業者</u> : P H S 事業者 <u>料金の支払いを要する者</u> : その P H S 事業者の契約約款に規定する者 <u>料金に関するその他の取扱い</u> : その P H S 事業者の契約約款に定めるところによります。
(2) (略)			(2) (略)
2 (略)			2 (略)
<p>附 則 (令和 5 年 3 月 16 日経企第 4175 号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった 5 G サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>			

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 X i 契約</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第2節 一般契約</p> <p>第7条～第9条 (略)</p> <p>(契約者識別番号)</p> <p>第10条 X i の契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、一般契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。</p> <p>2 一般契約者は、一般契約締結の際に、携帯電話番号ポータビリティ（電気通信番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下同じとします。）を希望するときは、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。</p> <p>ただし、その申出を行うことができる者は、その電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者（当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に限ります。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p> <p>第11条～第14条 (略)</p> <p>(一般契約者が行う一般契約の解除)</p> <p>第15条 一般契約者は、一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属X i サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。</p> <p>2 前項の場合において、携帯電話番号ポータビリティを希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。</p> <p>3 当社は、前項の規定により申出があったときは、携帯電話番号ポータビリティの手続きに必要な番号を発行します。この場合において、当社は、その番号を発行した日から起算して15日を経過したときは、その番号を無効とします。</p> <p>4 (略)</p> <p>(注1)～(注3) (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第3節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第4章 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第4章の2 X i 特定接続契約</p> <p>第22条～第24条 (略)</p> <p>(契約者識別番号)</p>	<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 X i 契約</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第2節 一般契約</p> <p>第7条～第9条 (略)</p> <p>(契約者識別番号)</p> <p>第10条 X i の契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、一般契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。</p> <p>2 一般契約者は、一般契約締結の際に、携帯電話・P H S 番号ポータビリティ（電気通信番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下同じとします。）を希望するときは、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。</p> <p>ただし、その申出を行うことができる者は、その電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者（当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に限ります。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p> <p>第11条～第14条 (略)</p> <p>(一般契約者が行う一般契約の解除)</p> <p>第15条 一般契約者は、一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属X i サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。</p> <p>2 前項の場合において、携帯電話・P H S 番号ポータビリティを希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。</p> <p>3 当社は、前項の規定により申出があったときは、携帯電話・P H S 番号ポータビリティの手続きに必要な番号を発行します。この場合において、当社は、その番号を発行した日から起算して15日を経過したときは、その番号を無効とします。</p> <p>4 (略)</p> <p>(注1)～(注3) (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第3節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第4章 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第4章の2 X i 特定接続契約</p> <p>第22条～第24条 (略)</p> <p>(契約者識別番号)</p>

第 25 条 X i 特定接続の契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、X i 特定接続契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2 X i 特定接続契約者（特定接続事業者から第 42 条（通信の種類）に規定する通話モードに相当する通信を行うことができる電気通信サービスの提供を受けることを当社が確認した者に限ります。）は、X i 特定接続契約締結の際に、携帯電話番号ポータビリティを希望するときは、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。

ただし、その申出を行うことができる者は、その電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者（当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に限ります。

3～5 （略）

第 25 条の 2～第 25 条の 3 （略）

（X i 特定接続契約者が行う X i 特定接続契約の解除）

第 26 条 X i 特定接続契約者は、X i 特定接続契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 X i サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

2 前項の場合において、X i 特定接続契約者（特定接続事業者から第 42 条（通信の種類）に規定する通話モードに相当する通信を行うことができる電気通信サービスの提供を受けていることを当社が確認した者に限ります。）は、携帯電話番号ポータビリティを希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。

3 当社は、前項の規定により申出があったときは、携帯電話番号ポータビリティの手続きに必要な番号を発行します。この場合において、当社は、その番号を発行した日から起算して 15 日を経過したときは、その番号を無効とします。

（注）（略）

第 27 条 （略）

第 5 章～第 12 章 （略）

第 13 章 雑則

第 65 条～第 76 条 （略）

（電気通信事業者への情報の通知）

第 77 条 X i 契約者は、第 15 条（一般契約者が行う一般契約の解除）、第 16 条（当社が行う一般契約の解除）、第 21 条の 6（契約者が行う X i コピキタス一般契約の解除）又は第 21 条の 7（その他の提供条件）の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがないとき（第 58 条の 2（債権の譲渡等）の規定により、当社が X i サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。）は、当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者及び BWA 事業者（BWA アクセササービスの役務を提供する電気通信事業者をいいます。）とします。）からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日及び支払状況等の情報（X i 契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。

2 前項の規定によるほか、X i 契約者は、次のいずれかに該当するときは、当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者とします。）からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及び生年月日等の情報（X i 契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。

（1）～（2）（略）

3 前 2 項の規定によるほか、契約者は、携帯電話番号ポータビリティに係る当社以外の携帯電話事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及び生年月日等の情報（その携帯電話番号ポータビリティに係る手続きのために必要なものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。

4 （略）

（注）（略）

第 25 条 X i 特定接続の契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、X i 特定接続契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2 X i 特定接続契約者（特定接続事業者から第 42 条（通信の種類）に規定する通話モードに相当する通信を行うことができる電気通信サービスの提供を受けることを当社が確認した者に限ります。）は、X i 特定接続契約締結の際に、携帯電話・PHS 番号ポータビリティを希望するときは、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。

ただし、その申出を行うことができる者は、その電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者（当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に限ります。

3～5 （略）

第 25 条の 2～第 25 条の 3 （略）

（X i 特定接続契約者が行う X i 特定接続契約の解除）

第 26 条 X i 特定接続契約者は、X i 特定接続契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 X i サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

2 前項の場合において、X i 特定接続契約者（特定接続事業者から第 42 条（通信の種類）に規定する通話モードに相当する通信を行うことができる電気通信サービスの提供を受けていることを当社が確認した者に限ります。）は、携帯電話・PHS 番号ポータビリティを希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。

3 当社は、前項の規定により申出があったときは、携帯電話・PHS 番号ポータビリティの手続きに必要な番号を発行します。この場合において、当社は、その番号を発行した日から起算して 15 日を経過したときは、その番号を無効とします。

（注）（略）

第 27 条 （略）

第 5 章～第 12 章 （略）

第 13 章 雑則

第 65 条～第 76 条 （略）

（電気通信事業者への情報の通知）

第 77 条 X i 契約者は、第 15 条（一般契約者が行う一般契約の解除）、第 16 条（当社が行う一般契約の解除）、第 21 条の 6（契約者が行う X i コピキタス一般契約の解除）又は第 21 条の 7（その他の提供条件）の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがないとき（第 58 条の 2（債権の譲渡等）の規定により、当社が X i サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。）は、当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者、PHS 事業者及び BWA 事業者（BWA アクセササービスの役務を提供する電気通信事業者をいいます。）とします。）からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日及び支払状況等の情報（X i 契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。

2 前項の規定によるほか、X i 契約者は、次のいずれかに該当するときは、当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者及び PHS 事業者とします。）からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及び生年月日等の情報（X i 契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。

（1）～（2）（略）

3 前 2 項の規定によるほか、契約者は、携帯電話・PHS 番号ポータビリティに係る当社以外の携帯電話事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及び生年月日等の情報（その携帯電話・PHS 番号ポータビリティに係る手続きのために必要なものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。

4 （略）

（注）（略）

第 77 条の 2 ～ 第 80 条 (略)

第 14 章 (略)

料金表 (略)

別表 1 ～ 別表 5 (略)

別表 6 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内 容
1 (略)	(略)
2 ～ 3 (略)	(略)

(注) (略)

別表 7 相互接続通信の料金の取扱い

1 相互接続通信と他社相互接続通信を合わせて定めるもの

(1) (2) 以外のもの

接続形態	料金の取扱い等
1 ～ 4 (略)	(略)

(2) (略)

2 (略)

第 77 条の 2 ～ 第 80 条 (略)

第 14 章 (略)

料金表 (略)

別表 1 ～ 別表 5 (略)

別表 6 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内 容
1 (略)	(略)
2 <u>P H S 事業者</u>	<u>電気通信番号規則 (令和元年総務省令第 4 号) に規定する電気通信番号を用いて P H S サービスを提供する協定事業者</u>
3 ～ 4 (略)	(略)

(注) (略)

別表 7 相互接続通信の料金の取扱い

1 相互接続通信と他社相互接続通信を合わせて定めるもの

(1) (2) 以外のもの

接続形態	料金の取扱い等
1 ～ 4 (略)	(略)
5	<u>料金設定事業者</u> : 当社 <u>料金を請求する事業者</u> : 当社 料金の支払いを要する者 : その通信の発信に係る契約者回線の契約者 料金に関するその他の取扱い : この約款に定めるところによります。
6	<u>料金設定事業者</u> : P H S 事業者 <u>料金を請求する事業者</u> : P H S 事業者 料金の支払いを要する者 : その P H S 事業者の契約約款に規定する者 料金に関するその他の取扱い : その P H S 事業者の契約約款に定めるところによります。

(2) (略)

2 (略)

附 則（令和 5 年 3 月 16 日経企第 4175 号）
（実施期日）

1 この改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 経企第 1807 号（令和 4 年 9 月 21 日）の附則第 4 項を次のように改めます。

4 削除

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>附 則（令和5年3月16日経企第4175号） （実施期日）</p> <p>1 この附則は、令和5年4月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。 （その他）</p> <p>3 経企第848号（平成17年10月25日）の附則第3項第2号のアを次のように改めます。 （1）（ア）の②のBを次のように改めます。 B 削除 （2）（イ）の②のBを次のように改めます。 B 削除</p> <p>4 経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第3項を次のように改めます。 （1）第13号中「携帯電話・PHS番号ポータビリティ」を「携帯電話番号ポータビリティ」に改めます。 （2）第15号を次のように改めます。 ア ア中「携帯電話事業者、PHS事業者及びBWA事業者」を「携帯電話事業者及びBWA事業者」に改めます。 イ イ中「携帯電話事業者及びPHS事業者」を「携帯電話事業者」に改めます。 ウ ウ中「携帯電話・PHS番号ポータビリティ」を「携帯電話番号ポータビリティ」に改めます。</p> <p>5 経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第3項第27号のイ中、「付加機能（ビジネスmo per aテレメトリ機能を除きます。）」を「付加機能（ビジネスmo per aテレメトリ機能及び遠隔管理機能(タイプB及びタイプCに限ります)を除きます。）」に改めます。</p>	

専 用 回 線 等 接 続 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																																												
<p>第1章～第13章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 1～12 (略) (注) (略)</p> <p>第1表 料金 (その他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 通信料 1 (略)</p> <p>2 料金額 2-1 第9種接続装置に係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 70%;">料 金 種 別</th> <th style="width: 30%;">料 金 額</th> </tr> <tr> <th>次の税抜額 (かっこ内は税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通信料</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>当社及び協定事業者が提供する携帯電話サービスの契約者回線等への通信</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-2 第10種接続装置に係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 70%;">料 金 種 別</th> <th style="width: 30%;">料 金 額</th> </tr> <tr> <th>次の税抜額 (かっこ内は税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通信料</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>協定事業者が提供する携帯電話サービスの契約者回線等への通信</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	料 金 種 別	料 金 額	次の税抜額 (かっこ内は税込額)	通信料		(略)	(略)	当社及び協定事業者が提供する携帯電話サービスの契約者回線等への通信	(略)	(略)	(略)	料 金 種 別	料 金 額	次の税抜額 (かっこ内は税込額)	通信料		(略)	(略)	協定事業者が提供する携帯電話サービスの契約者回線等への通信	(略)	(略)	(略)	<p>第1章～第13章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 1～12 (略) (注) (略)</p> <p>第1表 料金 (その他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 通信料 1 (略)</p> <p>2 料金額 2-1 第9種接続装置に係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 70%;">料 金 種 別</th> <th style="width: 30%;">料 金 額</th> </tr> <tr> <th>次の税抜額 (かっこ内は税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通信料</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>当社及び協定事業者が提供する携帯電話サービス又はP H Sサービスの契約者回線等への通信</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-2 第10種接続装置に係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 70%;">料 金 種 別</th> <th style="width: 30%;">料 金 額</th> </tr> <tr> <th>次の税抜額 (かっこ内は税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通信料</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>協定事業者が提供する携帯電話サービス又はP H Sサービスの契約者回線等への通信</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	料 金 種 別	料 金 額	次の税抜額 (かっこ内は税込額)	通信料		(略)	(略)	当社及び協定事業者が提供する携帯電話サービス又はP H Sサービスの契約者回線等への通信	(略)	(略)	(略)	料 金 種 別	料 金 額	次の税抜額 (かっこ内は税込額)	通信料		(略)	(略)	協定事業者が提供する携帯電話サービス又はP H Sサービスの契約者回線等への通信	(略)	(略)	(略)
料 金 種 別		料 金 額																																											
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)																																												
通信料																																													
(略)	(略)																																												
当社及び協定事業者が提供する携帯電話サービスの契約者回線等への通信	(略)																																												
(略)	(略)																																												
料 金 種 別	料 金 額																																												
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)																																												
通信料																																													
(略)	(略)																																												
協定事業者が提供する携帯電話サービスの契約者回線等への通信	(略)																																												
(略)	(略)																																												
料 金 種 別	料 金 額																																												
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)																																												
通信料																																													
(略)	(略)																																												
当社及び協定事業者が提供する携帯電話サービス又はP H Sサービスの契約者回線等への通信	(略)																																												
(略)	(略)																																												
料 金 種 別	料 金 額																																												
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)																																												
通信料																																													
(略)	(略)																																												
協定事業者が提供する携帯電話サービス又はP H Sサービスの契約者回線等への通信	(略)																																												
(略)	(略)																																												

<p>第4～第6 (略)</p> <p>第2表～第3表 (略)</p> <p>別表1～別表4 (略)</p> <p>附 則 (令和5年3月16日経企第4175号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった専用回線等接続サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>	<p>第4～第6 (略)</p> <p>第2表～第3表 (略)</p> <p>別表1～別表4 (略)</p>
--	--

ワ イ ド ス タ ー 通 信 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																														
<p>第1章～第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表6 (略)</p> <p>別表7 他社相互接続通信に係る協定事業者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">協定事業者</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2～3 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) (略)</p> <p>別表8 相互接続通信の料金の取扱い</p> <p>1 相互接続通信と他社相互接続通信を合わせて定めるもの (1)(2)以外のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">接続形態</th> <th style="width: 75%;">料金の取扱い等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～2 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3～4 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p>	協定事業者	内 容	1 (略)	(略)	2～3 (略)	(略)	接続形態	料金の取扱い等	1～2 (略)	(略)	3～4 (略)	(略)	<p>第1章～第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表6 (略)</p> <p>別表7 他社相互接続通信に係る協定事業者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">協定事業者</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 PHS事業者</td> <td>電気通信番号規則（令和元総務省令第4号）に規定する電気通信番号を用いてPHSサービスを提供する協定事業者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3～4 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) (略)</p> <p>別表8 相互接続通信の料金の取扱い</p> <p>1 相互接続通信と他社相互接続通信を合わせて定めるもの (1)(2)以外のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">接続形態</th> <th style="width: 75%;">料金の取扱い等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～2 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td> <p>発信側の電気通信設備 ：当社の契約者回線</p> <p>着信側の電気通信設備 ：PHS事業者に係る電気通信設備</p> <p>料金設定事業者 ：当社</p> <p>料金を請求する事業者 ：当社</p> <p>料金の支払いを要する者 ：その通信の発信に係る契約者回線の契約者</p> <p>料金に関するその他の取扱い ：この約款に定めるところによります。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td> <p>発信側の電気通信設備 ：PHS事業者に係る電気通信設備</p> <p>着信側の電気通信設備 ：当社の契約者回線</p> <p>料金設定事業者 ：PHS事業者</p> <p>料金を請求する事業者 ：PHS事業者</p> <p>料金の支払いを要する者 ：そのPHS事業者の契約約款に規定する者</p> <p>料金に関するその他の取扱い ：そのPHS事業者の契約約款に定めるところによります。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5～6 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p>	協定事業者	内 容	1 (略)	(略)	2 PHS事業者	電気通信番号規則（令和元総務省令第4号）に規定する電気通信番号を用いてPHSサービスを提供する協定事業者	3～4 (略)	(略)	接続形態	料金の取扱い等	1～2 (略)	(略)	3	<p>発信側の電気通信設備 ：当社の契約者回線</p> <p>着信側の電気通信設備 ：PHS事業者に係る電気通信設備</p> <p>料金設定事業者 ：当社</p> <p>料金を請求する事業者 ：当社</p> <p>料金の支払いを要する者 ：その通信の発信に係る契約者回線の契約者</p> <p>料金に関するその他の取扱い ：この約款に定めるところによります。</p>	4	<p>発信側の電気通信設備 ：PHS事業者に係る電気通信設備</p> <p>着信側の電気通信設備 ：当社の契約者回線</p> <p>料金設定事業者 ：PHS事業者</p> <p>料金を請求する事業者 ：PHS事業者</p> <p>料金の支払いを要する者 ：そのPHS事業者の契約約款に規定する者</p> <p>料金に関するその他の取扱い ：そのPHS事業者の契約約款に定めるところによります。</p>	5～6 (略)	(略)
協定事業者	内 容																														
1 (略)	(略)																														
2～3 (略)	(略)																														
接続形態	料金の取扱い等																														
1～2 (略)	(略)																														
3～4 (略)	(略)																														
協定事業者	内 容																														
1 (略)	(略)																														
2 PHS事業者	電気通信番号規則（令和元総務省令第4号）に規定する電気通信番号を用いてPHSサービスを提供する協定事業者																														
3～4 (略)	(略)																														
接続形態	料金の取扱い等																														
1～2 (略)	(略)																														
3	<p>発信側の電気通信設備 ：当社の契約者回線</p> <p>着信側の電気通信設備 ：PHS事業者に係る電気通信設備</p> <p>料金設定事業者 ：当社</p> <p>料金を請求する事業者 ：当社</p> <p>料金の支払いを要する者 ：その通信の発信に係る契約者回線の契約者</p> <p>料金に関するその他の取扱い ：この約款に定めるところによります。</p>																														
4	<p>発信側の電気通信設備 ：PHS事業者に係る電気通信設備</p> <p>着信側の電気通信設備 ：当社の契約者回線</p> <p>料金設定事業者 ：PHS事業者</p> <p>料金を請求する事業者 ：PHS事業者</p> <p>料金の支払いを要する者 ：そのPHS事業者の契約約款に規定する者</p> <p>料金に関するその他の取扱い ：そのPHS事業者の契約約款に定めるところによります。</p>																														
5～6 (略)	(略)																														

2 (略)

附 則（令和5年3月16日経企第4175号）
（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

2 (略)

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																		
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～12 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">13 第2種契約</td> <td>I P通信網契約であつて、料金表第1表第1 (基本使用料) の1 (適用) の(1)に規定するドコモ光戸建タイプA/西、ドコモ光マンションタイプA/西、ドコモ光戸建タイプB/西、ドコモ光マンションタイプB/西、ドコモ光戸建単独タイプ/西、ドコモ光マンション単独タイプ/西、ドコモ光戸建タイプA 2/西、ドコモ光マンションタイプA 2/西、ドコモ光戸建タイプB 2/西、ドコモ光マンションタイプB 2/西、ドコモ光戸建単独タイプ2/西又はドコモ光マンション単独タイプ2/西を選択することができるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">14～31 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章～第15章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1～25 (略)</p> <p>第1表 料金</p> <p>第1 基本使用料</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">基本使用料の適用</td> </tr> </table>	用 語	内 容	1～12 (略)	(略)	13 第2種契約	I P通信網契約であつて、料金表第1表第1 (基本使用料) の1 (適用) の(1)に規定するドコモ光戸建タイプA/西、ドコモ光マンションタイプA/西、ドコモ光戸建タイプB/西、ドコモ光マンションタイプB/西、ドコモ光戸建単独タイプ/西、ドコモ光マンション単独タイプ/西、ドコモ光戸建タイプA 2/西、ドコモ光マンションタイプA 2/西、ドコモ光戸建タイプB 2/西、ドコモ光マンションタイプB 2/西、ドコモ光戸建単独タイプ2/西又はドコモ光マンション単独タイプ2/西を選択することができるもの	14～31 (略)	(略)	基本使用料の適用	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～12 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">13 第2種契約</td> <td>I P通信網契約であつて、料金表第1表第1 (基本使用料) の1 (適用) の(1)に規定するドコモ光戸建タイプA/西、ドコモ光マンションタイプA/西、ドコモ光戸建タイプB/西、ドコモ光マンションタイプB/西、ドコモ光戸建単独タイプ/西、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西、ドコモ光マンション単独タイプ/西、ドコモ光戸建タイプA 2/西、ドコモ光マンションタイプA 2/西、ドコモ光戸建タイプB 2/西、ドコモ光マンションタイプB 2/西、ドコモ光戸建単独タイプ2/西、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/西又はドコモ光マンション単独タイプ2/西を選択することができるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">14～31 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章～第15章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1～25 (略)</p> <p>第1表 料金</p> <p>第1 基本使用料</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">基本使用料の適用</td> </tr> </table>	用 語	内 容	1～12 (略)	(略)	13 第2種契約	I P通信網契約であつて、料金表第1表第1 (基本使用料) の1 (適用) の(1)に規定するドコモ光戸建タイプA/西、ドコモ光マンションタイプA/西、ドコモ光戸建タイプB/西、ドコモ光マンションタイプB/西、ドコモ光戸建単独タイプ/西、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西、ドコモ光マンション単独タイプ/西、ドコモ光戸建タイプA 2/西、ドコモ光マンションタイプA 2/西、ドコモ光戸建タイプB 2/西、ドコモ光マンションタイプB 2/西、ドコモ光戸建単独タイプ2/西、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/西又はドコモ光マンション単独タイプ2/西を選択することができるもの	14～31 (略)	(略)	基本使用料の適用
用 語	内 容																		
1～12 (略)	(略)																		
13 第2種契約	I P通信網契約であつて、料金表第1表第1 (基本使用料) の1 (適用) の(1)に規定するドコモ光戸建タイプA/西、ドコモ光マンションタイプA/西、ドコモ光戸建タイプB/西、ドコモ光マンションタイプB/西、ドコモ光戸建単独タイプ/西、ドコモ光マンション単独タイプ/西、ドコモ光戸建タイプA 2/西、ドコモ光マンションタイプA 2/西、ドコモ光戸建タイプB 2/西、ドコモ光マンションタイプB 2/西、ドコモ光戸建単独タイプ2/西又はドコモ光マンション単独タイプ2/西を選択することができるもの																		
14～31 (略)	(略)																		
基本使用料の適用																			
用 語	内 容																		
1～12 (略)	(略)																		
13 第2種契約	I P通信網契約であつて、料金表第1表第1 (基本使用料) の1 (適用) の(1)に規定するドコモ光戸建タイプA/西、ドコモ光マンションタイプA/西、ドコモ光戸建タイプB/西、ドコモ光マンションタイプB/西、ドコモ光戸建単独タイプ/西、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西、ドコモ光マンション単独タイプ/西、ドコモ光戸建タイプA 2/西、ドコモ光マンションタイプA 2/西、ドコモ光戸建タイプB 2/西、ドコモ光マンションタイプB 2/西、ドコモ光戸建単独タイプ2/西、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/西又はドコモ光マンション単独タイプ2/西を選択することができるもの																		
14～31 (略)	(略)																		
基本使用料の適用																			

<p>I P 通信網契約の基本使用料の適用</p>	<p>ア I P 通信網契約の基本使用料には、次の料金種別があります。</p> <p>(ア) 第 1 種契約に係るもの</p> <p>① 一般契約に係るもの</p> <table border="1" data-bbox="353 177 976 416"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>プロバイダなしプラン</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 定期契約に係るもの</p> <table border="1" data-bbox="353 440 976 679"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>プロバイダなしプラン</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 第 2 種契約に係るもの</p> <p>① 一般契約に係るもの</p> <table border="1" data-bbox="353 727 976 967"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>プロバイダなしプラン</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 定期契約に係るもの</p> <table border="1" data-bbox="353 991 976 1230"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>プロバイダなしプラン</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) (略) イ～ウ (略)</p>	区 分	基本使用料の料金種別	(略)	(略)	プロバイダなしプラン	(略)		(略)	区 分	基本使用料の料金種別	(略)	(略)	プロバイダなしプラン	(略)		(略)	区 分	基本使用料の料金種別	(略)	(略)	プロバイダなしプラン	(略)		(略)	区 分	基本使用料の料金種別	(略)	(略)	プロバイダなしプラン	(略)		(略)		<p>I P 通信網契約の基本使用料の適用</p>	<p>ア I P 通信網契約の基本使用料には、次の料金種別があります。</p> <p>(ア) 第 1 種契約に係るもの</p> <p>① 一般契約に係るもの</p> <table border="1" data-bbox="1388 177 2011 416"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>プロバイダなしプラン</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 定期契約に係るもの</p> <table border="1" data-bbox="1388 440 2011 679"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>プロバイダなしプラン</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ドコモ光ミニ戸建単独タイプ 2/東</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 第 2 種契約に係るもの</p> <p>① 一般契約に係るもの</p> <table border="1" data-bbox="1388 727 2011 967"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>プロバイダなしプラン</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 定期契約に係るもの</p> <table border="1" data-bbox="1388 991 2011 1230"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>プロバイダなしプラン</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ドコモ光ミニ戸建単独タイプ 2/西</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) (略) イ～ウ (略)</p> <p>エ ウの場合によるほか、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ 2/東又はドコモ光ミニ戸建単独タイプ 2/西（以下「ドコモ光ミニタイプ」といいます。）は第 5 条（I P 通信網サービスの品目）に規定する通信速度種別に係る品目が 100Mタイプの場合に限り選択す</p>	区 分	基本使用料の料金種別	(略)	(略)	プロバイダなしプラン	(略)		ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東		(略)	区 分	基本使用料の料金種別	(略)	(略)	プロバイダなしプラン	(略)		ドコモ光ミニ戸建単独タイプ 2/東		(略)	区 分	基本使用料の料金種別	(略)	(略)	プロバイダなしプラン	(略)		ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西		(略)	区 分	基本使用料の料金種別	(略)	(略)	プロバイダなしプラン	(略)		ドコモ光ミニ戸建単独タイプ 2/西		(略)	
区 分	基本使用料の料金種別																																																																												
(略)	(略)																																																																												
プロバイダなしプラン	(略)																																																																												
	(略)																																																																												
区 分	基本使用料の料金種別																																																																												
(略)	(略)																																																																												
プロバイダなしプラン	(略)																																																																												
	(略)																																																																												
区 分	基本使用料の料金種別																																																																												
(略)	(略)																																																																												
プロバイダなしプラン	(略)																																																																												
	(略)																																																																												
区 分	基本使用料の料金種別																																																																												
(略)	(略)																																																																												
プロバイダなしプラン	(略)																																																																												
	(略)																																																																												
区 分	基本使用料の料金種別																																																																												
(略)	(略)																																																																												
プロバイダなしプラン	(略)																																																																												
	ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東																																																																												
	(略)																																																																												
区 分	基本使用料の料金種別																																																																												
(略)	(略)																																																																												
プロバイダなしプラン	(略)																																																																												
	ドコモ光ミニ戸建単独タイプ 2/東																																																																												
	(略)																																																																												
区 分	基本使用料の料金種別																																																																												
(略)	(略)																																																																												
プロバイダなしプラン	(略)																																																																												
	ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西																																																																												
	(略)																																																																												
区 分	基本使用料の料金種別																																																																												
(略)	(略)																																																																												
プロバイダなしプラン	(略)																																																																												
	ドコモ光ミニ戸建単独タイプ 2/西																																																																												
	(略)																																																																												

エ ウの場合によるほか、契約者が、プロバイダサービスを選択するときは、プロバイダありプランを選択していただきます。この場合において、契約者は、当社が別に定めるプロバイダサービスに限り選択することができます。

オ エの場合において、契約者と提携サービスに係る契約者名義が異なるときは、その提携プロバイダ事業者により提供されるインターネットに接続するためのサービスに係る契約が提携サービスに係る契約となることについて、契約者はあらかじめその提携サービスに係る契約者の同意を得ていただきます。

カ～ケ (略)

コ 契約者が、I P通信網契約を解除（当社が別に定める場合を除きます。）したときは、その契約の解除があった日を含む暦月のその料金種別の基本使用料について、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定にかかわらず、日割しません。

ただし、第16条の2（契約者が行う初期契約解除）に規定する初期契約解除にかかるものは、この限りではありません。

サ コの場合において、その契約の解除があった日を含む暦月に、ドコモ光ミニタイプ（附則に規定するドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/東又はドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/西をいいます。以下このサにおいて同じとします。）を除く複数の基本使用料の料金種別の選択があったときは、その選択があった基本使用料の料金種別のうち、基本使用料の料金額が最も高い料金種別の料金額を、ドコモ光ミニタイプを除く基本使用料の料金種別を選択した期間の基本使用料として適用します。

シ (略)

(注) エに規定する当社が別に定めるプロバイダサービスは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。

ることができます。

オ ウ及びエの場合によるほか、契約者が、プロバイダサービスを選択するときは、プロバイダありプランを選択していただきます。この場合において、契約者は、当社が別に定めるプロバイダサービスに限り選択することができます。

カ オの場合において、契約者と提携サービスに係る契約者名義が異なるときは、その提携プロバイダ事業者により提供されるインターネットに接続するためのサービスに係る契約が提携サービスに係る契約となることについて、契約者はあらかじめその提携サービスに係る契約者の同意を得ていただきます。

キ～ク (略)

サ 契約者が、ドコモ光ミニタイプ以外の基本使用料の料金種別を選択している暦月において、その契約を解除（当社が別に定める場合を除きます。）したときは、その契約の解除があった日を含む暦月のその料金種別の基本使用料について、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定にかかわらず、日割しません。

ただし、第16条の2（契約者が行う初期契約解除）に規定する初期契約解除にかかるものは、この限りではありません。

シ サの場合において、その契約の解除があった日を含む暦月に、ドコモ光ミニタイプを除く複数の基本使用料の料金種別の選択があったときは、その選択があった基本使用料の料金種別のうち、基本使用料の料金額が最も高い料金種別の料金額を、ドコモ光ミニタイプを除く基本使用料の料金種別を選択した期間の基本使用料として適用します。

ス (略)

(注) オに規定する当社が別に定めるプロバイダサービスは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。

2 料金額

2-1 第1種契約に係るもの

2-1-1 2-1-2以外のも

1 契約ごとに

区 分		料金額 (月額)	
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
一般契約に係るもの	(略)	(略)	(略)
	プロバイダなしプラン	(略)	(略)
		(略)	(略)
定期契約に係るもの	(略)	(略)	(略)
	プロバイダなしプラン	(略)	(略)
		(略)	(略)

2 料金額

2-1 第1種契約に係るもの

2-1-1 2-1-2以外のも

1 契約ごとに

区 分		料金額 (月額)	
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
一般契約に係るもの	(略)	(略)	(略)
	プロバイダなしプラン	(略)	(略)
		ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東	4,200 円 (4,620 円)
		(略)	(略)
定期契約に係るもの	(略)	(略)	(略)
	プロバイダなしプラン	(略)	(略)
		ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/東	2,700 円 (2,970 円)

		(略)	(略)
--	--	-----	-----

2-1-2 (略)

2-2 第2種契約に係るもの

2-2-1 2-2-2以外のもの

1 契約ごとに

区 分			料金額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
一般契約 に係るもの	(略)	(略)	(略)
	プロバイダなしプラン	(略)	(略)
		(略)	(略)
定期契約 に係るもの	(略)	(略)	(略)
	プロバイダなしプラン	(略)	(略)
		(略)	(略)

2-2-2 (略)

2-3 (略)

第1の2～第2 (略)

		(略)	(略)
--	--	-----	-----

2-1-2 (略)

2-2 第2種契約に係るもの

2-2-1 2-2-2以外のもの

1 契約ごとに

区 分			料金額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
一般契約 に係るもの	(略)	(略)	(略)
	プロバイダなしプラン	(略)	(略)
		ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西	4,200 円 (4,620 円)
定期契約 に係るもの	(略)	(略)	(略)
	プロバイダなしプラン	(略)	(略)
		ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/西	2,700 円 (2,970 円)

2-2-2 (略)

2-3 (略)

第1の2～第2 (略)

第2の2 通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用					
通信料の適用	<p>ア 基本使用料の料金種別がドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ 2/東又はドコモ光ミニ戸建単独タイプ 2/西 (以下「ドコモ光ミニ」といいます。)である契約者回線について、その回線との間のデータ通信モードに係る通信 (当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金の料金は、1 料金月における累計の課金対象データ量に応じて、2 (料金額) の規定により算定した額の月間累計額から次表に規定する控除可能額を適用します。</p> <p>ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> <th>控除可能額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東</td> <td>600 円</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別	控除可能額	ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東	600 円
基本使用料の料金種別	控除可能額				
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東	600 円				

		ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西	600 円											
		ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/東	600 円											
		ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/西	600 円											
	<p>イ アの規定により算定した額が次表に規定する上限額を超える場合は、アの規定にかかわらず、上限額を超える部分の料金の支払いを要しません。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> <th>控除可能額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/東</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/西</td> <td>3,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 一般契約の解除と同時に新たに定期契約の締結、定期契約の解除と同時に新たに一般契約の締結、第1種契約の解除と同時に新たに第2種契約の締結、第2種契約の解除と同時に新たに第1種契約の締結、第1種契約の解除と同時に第3種契約の締結、第3種契約の解除と同時に第1種契約の締結、第2種契約の解除と同時に第3種契約の締結、第3種契約の解除と同時に第2種契約の締結があったときは、その暦月においてドコモ光ミニを選択している期間の課金対象データ量を合算してア及びイの規定を適用します。</p>			基本使用料の料金種別	控除可能額	ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東	3,000 円	ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西	3,000 円	ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/東	3,000 円	ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/西	3,000 円	
基本使用料の料金種別	控除可能額													
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東	3,000 円													
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西	3,000 円													
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/東	3,000 円													
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/西	3,000 円													
	<p style="text-align: center;">2 料金額</p> <p style="text-align: right;">1 課金対象データごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">料 金 種 別</th> <th>料 金 額 (月額)</th> </tr> <tr> <th>次の税抜額 (かっこ内は税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東</td> <td>30 円 (33 円)</td> </tr> <tr> <td>ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西</td> <td>30 円 (33 円)</td> </tr> <tr> <td>ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/東</td> <td>30 円 (33 円)</td> </tr> <tr> <td>ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/西</td> <td>30 円 (33 円)</td> </tr> </tbody> </table>			料 金 種 別	料 金 額 (月額)	次の税抜額 (かっこ内は税込額)	ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東	30 円 (33 円)	ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西	30 円 (33 円)	ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/東	30 円 (33 円)	ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/西	30 円 (33 円)
料 金 種 別	料 金 額 (月額)													
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)													
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東	30 円 (33 円)													
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西	30 円 (33 円)													
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/東	30 円 (33 円)													
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/西	30 円 (33 円)													
第3 定期契約に係る解約金	<p>1 (略)</p> <p>2 料金額</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th>料 金 額 (月額)</th> </tr> <tr> <th>次の税抜額 (かっこ内は税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区 分	料 金 額 (月額)	次の税抜額 (かっこ内は税込額)								
区 分	料 金 額 (月額)													
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)													
第3 定期契約に係る解約金	<p>1 (略)</p> <p>2 料金額</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th>料 金 額 (月額)</th> </tr> <tr> <th>次の税抜額 (かっこ内は税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区 分	料 金 額 (月額)	次の税抜額 (かっこ内は税込額)								
区 分	料 金 額 (月額)													
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)													

定期契約に係る解約金	(略)	(略)
	上記以外のもの	5,000円(5,500円)

第4～第5 (略)

第2表～第3表 (略)

別表1～別表3 (略)

附 則 (令和5年3月16日経企第4175号)

(実施期日)

1 この改正規定は令和5年4月1日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったIP通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/東等に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東(一般契約に係るものに限ります。)、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西(一般契約に係るものに限ります。)、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/東又はドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/西(以下この附則において「ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/東等」といいます。)の料金その他の提供条件は、次のとおりとしします。

(1) 基本使用料

ア 基本使用料は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により選択している基本使用料の料金種別に応じて次表に定める額を適用します。

1 契約ごとに

区 分	基本使用料の料金種別	料金額 (月額)		
		次の税抜額 (かつこ内は税込額)		
第1種契約に係るもの	一般契約に係るもの	プロバイダなしプラン	ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東	4,200円(4,620円)
	定期契約に係るもの	プロバイダなしプラン	ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/東	2,700円(2,970円)
第2種契約に係るもの	一般契約に係るもの	プロバイダなしプラン	ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西	4,200円(4,620円)
	定期契約に係るもの	プロバイダなしプラン	ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/西	2,700円(2,970円)

イ 契約者が、契約の解除と同時に新たに第7条(契約の種別)に定める他の契約種別に係る契約を締結したとき、当社は、料金の計算方法等について、基本使用料の料金種別を変更する場合に準じて取り扱います。

ウ 契約者が基本使用料の料金種別を変更するときは、その申出と同時に料金種別の変更に係る工事の請求を行っていただく場合

定期契約に係る解約金	(略)		(略)
	上記以外のもの	アイ以外のもの	5,000円(5,500円)
		イドコモ光ミニに係るもの	2,700円(2,970円)

第4～第5 (略)

第2表～第3表 (略)

別表1～別表3 (略)

があります。この場合において、当社は、その工事が完了したことを確認したときに、基本使用料の料金種別を変更するものとします。

(2) 通信料

ア 通信料は、次表に定める額を適用します。

1 課金対象データごとに

料金種別	料金額 (月額)
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東	30 円 (33 円)
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西	30 円 (33 円)
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2 /東	30 円 (33 円)
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2 /西	30 円 (33 円)

イ ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2 /東等に係る契約者回線との間のデータ通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この附則において同じとします。）に関する料金の料金は、1 料金月における累計の課金対象データ量に応じて、アの規定により算定した額の月間累計額から次表に規定する控除可能額を適用します。

ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。

1 契約ごとに

料金種別	控除可能額
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東	600 円
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西	600 円
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2 /東	600 円
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2 /西	600 円

ウ イの規定により算定した額が次表に規定する上限額を超える場合は、イの規定にかかわらず、上限額を超える部分の料金の支払いを要しません。

1 契約ごとに

料金種別	控除可能額
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東	3,000 円
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西	3,000 円
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2 /東	3,000 円
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2 /西	3,000 円

エ 一般契約の解除と同時に新たに定期契約の締結又は定期契約の解除と同時に新たに一般契約の締結があったときは、その暦月においてドコモ光ミニ戸建単独タイプ2 /東等を選択している期間の課金対象データ量を合算してアからウの規定を適用します。

(3) 定期契約に係る解約金は、その定期契約に係る基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額を適用します。

1 契約ごとに

料金種別	料金額 (月額)
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)

ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/東	2,700 円 (2,970 円)
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/西	2,700 円 (2,970 円)

(4) 手続きに関する料金

ア 手続きに関する料金は、次表に定める額を適用します。

区 分	単 位	料 金 額
		次の税抜額（かつこ内は税込額）
名義変更手数料	1 契約ごとに	2,000 円 (2,200 円)
プロバイダ変更手数料	1 契約ごとに	3,000 円 (3,300 円)
移転事務手数料	1 契約ごとに	2,000 円 (2,200 円)
事業者変更手数料	1 契約ごとに	3,000 円 (3,300 円)
その他の手数料		別に算定する実費

イ 名義変更により新たにその契約者になろうとする者と名義変更前の契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する場合の名義変更手数料については、アの規定にかかわらず、適用しません。

ウ 事業者変更が当社が別に定める I P 通信網契約に係るものであるとき又は I P 通信網サービスの事業者変更が行われなかったときの事業者変更手数料は、アの規定にかかわらず、適用しません。

(5) 次の場合を除き、新たにドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/東等に係る I P 通信網契約を締結する申込みを行うことはできません。

ア 第 1 種契約に係る一般契約（基本使用料の料金種別がドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東であるものに限り、以下このアにおいて同じとします。）の解除と同時に新たに第 1 種契約に係る定期契約（基本使用料の料金種別がドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/東であるものに限り、以下このアにおいて同じとします。）を締結又は第 1 種契約に係る定期契約の解除と同時に新たに第 1 種契約に係る一般契約を締結するとき。

イ 第 2 種契約に係る一般契約（基本使用料の料金種別がドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西であるものに限り、以下このイにおいて同じとします。）の解除と同時に新たに第 2 種契約に係る定期契約（基本使用料の料金種別がドコモ光ミニ戸建単独タイプ2/西であるものに限り、以下このイにおいて同じとします。）を締結又は第 2 種契約に係る定期契約の解除と同時に新たに第 2 種契約に係る一般契約を締結するとき。

(6) (1)から(5)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(その他)

4 経企 3368 号（令和 5 年 1 月 20 日）の附則第 3 項中「ドコモ光ミニ」を「ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ 2/東又はドコモ光ミニ戸建単独タイプ 2/西」に改めます。

音 声 利 用 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																												
<p>第1章～第15章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 1～18 (略) (注1)～(注2) (略)</p> <p>第1表 料金 第1～第3 (略)</p> <p>第4 通信料 1 適用</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">通 信 料 の 適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width:20%;">(1) (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 国内通信の種類</td> <td>国内通信には次の種類があります。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">種 類</td> <td style="text-align: center;">内 容</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(ア)～(イ) (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(ウ) 削 除</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(エ)～(オ) (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	通 信 料 の 適 用		(1) (略)	(略)	(2) 国内通信の種類	国内通信には次の種類があります。	種 類	内 容	(ア)～(イ) (略)	(略)	(ウ) 削 除		(エ)～(オ) (略)	(略)	<p>第1章～第15章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 1～18 (略) (注1)～(注2) (略)</p> <p>第1表 料金 第1～第3 (略)</p> <p>第4 通信料 1 適用</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">通 信 料 の 適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width:20%;">(1) (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 国内通信の種類</td> <td>国内通信には次の種類があります。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">種 類</td> <td style="text-align: center;">内 容</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(ア)～(イ) (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(ウ) P H S 通 信</td> <td><u>P H S 設備 (協定事業者が設置する電気通信設備であつて、電波法施行規則 第6条第4項第6号に規定するP H Sの陸上移動局との間で行われる無線通信に係るものをいいます。以下同じとします。)</u>に係る通信</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(エ)～(オ) (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	通 信 料 の 適 用		(1) (略)	(略)	(2) 国内通信の種類	国内通信には次の種類があります。	種 類	内 容	(ア)～(イ) (略)	(略)	(ウ) P H S 通 信	<u>P H S 設備 (協定事業者が設置する電気通信設備であつて、電波法施行規則 第6条第4項第6号に規定するP H Sの陸上移動局との間で行われる無線通信に係るものをいいます。以下同じとします。)</u> に係る通信	(エ)～(オ) (略)	(略)
通 信 料 の 適 用																													
(1) (略)	(略)																												
(2) 国内通信の種類	国内通信には次の種類があります。																												
種 類	内 容																												
(ア)～(イ) (略)	(略)																												
(ウ) 削 除																													
(エ)～(オ) (略)	(略)																												
通 信 料 の 適 用																													
(1) (略)	(略)																												
(2) 国内通信の種類	国内通信には次の種類があります。																												
種 類	内 容																												
(ア)～(イ) (略)	(略)																												
(ウ) P H S 通 信	<u>P H S 設備 (協定事業者が設置する電気通信設備であつて、電波法施行規則 第6条第4項第6号に規定するP H Sの陸上移動局との間で行われる無線通信に係るものをいいます。以下同じとします。)</u> に係る通信																												
(エ)～(オ) (略)	(略)																												

(3) 削除	
(4)～(9) (略)	(略)

2 料金額

国内通信に係るもの

2-1 第1種契約に係るもの

ア～イ (略)

2-2 第2種契約に係るもの

ア～イ (略)

(3) 区域内通信及び区域外通信の適用	ア 当社は、PHS通信の通信料を適用するため、PHS通信について、次のとおり区分します。	
	区 分	適用する通信
	(ア) 区域内通信	PHS設備（契約者回線の終端が設置されている場所が所属する単位料金区域（特定FTH事業者の電話サービス契約約款に規定する単位料金区域と同一の区域をいいます。以下同じとします。）と同一の単位料金区域内に設置される無線基地局設備（移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるためのPHS設備とします。以下同じとします。）に接続された移動無線装置とします。）との間の通信
	(イ) 同一地区外通信	(ア)以外のPHS設備との間の通信
(4)～(9) (略)	(略)	

2 料金額

国内通信に係るもの

2-1 第1種契約に係るもの

ア～イ (略)

ウ PHS通信に係るもの

料 金 種 別		料金額	
		次の秒数までごとに 10 円 (税込額 11 円)	
通信料	区域内通信	60 秒	
	区域外通信	160km まで	45 秒
		160km を超えるもの	36 秒

工 削 除

2-2 第2種契約に係るもの

ア～イ (略)

ウ PHS通信に係るもの

料 金 種 別		料金額
		次の秒数までごとに 10 円 (税込額 11 円)
通信料	区域内通信	60 秒

	区域外通信	160km まで	45 秒
		160km を超えるもの	36 秒

工 削 除

第 5～第 7 (略)

第 2 表～第 5 表 (略)

別表 1～別表 2 (略)

別表 3 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内 容
1 (略)	(略)
2 PHS 事業者	電気通信番号規則（令和元年総務省令第 4 号）に規定する電気通信番号を用いて PHS サービスを提供する協定事業者
3 (略)	(略)
4 削 除	
5 (略)	(略)

別表 4～別表 5 (略)

別表 6 相互接続通信の料金の取扱い

1 相互接続通信と他社相互接続通信を合わせて定めるもの

(1) (2)以外のもの

接続形態	料金の取扱い等
1～4 (略)	(略)
5	料金設定事業者 : 当社 料金を請求する事業者 : 当社 料金の支払いを要する者 : その通信の発信に係る契約者回線の契約者 料金に関するその他の取扱い : この約款に定めるところによります。
6	料金設定事業者 : PHS 事業者 料金を請求する事業者 : PHS 事業者

第 5～第 7 (略)

第 2 表～第 5 表 (略)

別表 1～別表 2 (略)

別表 3 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内 容
1 (略)	(略)
2 (略)	(略)
3 (略)	(略)

別表 4～別表 5 (略)

別表 6 相互接続通信の料金の取扱い

1 相互接続通信と他社相互接続通信を合わせて定めるもの

(1) (2)以外のもの

接続形態	料金の取扱い等
1～4 (略)	(略)

<p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則 (令和 5 年 3 月 16 日経企第 4175 号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった音声利用 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、 なお従前のとおりとします</p>	<table border="1" data-bbox="1142 98 2072 204"> <tr> <td data-bbox="1142 98 1182 204"></td> <td data-bbox="1182 98 1541 204"></td> <td data-bbox="1541 98 2072 204"> 料金の支払いを要する者 : その P H S 事業者の契約約款に規定する者 料金に関するその他の取扱い : その P H S 事業者の契約約款に定めるところによります。 </td> </tr> </table> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>			料金の支払いを要する者 : その P H S 事業者の契約約款に規定する者 料金に関するその他の取扱い : その P H S 事業者の契約約款に定めるところによります。
		料金の支払いを要する者 : その P H S 事業者の契約約款に規定する者 料金に関するその他の取扱い : その P H S 事業者の契約約款に定めるところによります。		